

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、令和元年10月8日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を「5級」と認定した部分を不服として、より上位の等級に変更することを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

指が無くなった人達は、それなりの援助金をされているみたいなのですが、自分には援助金がありません。利き腕の方の親指が無くて、文字もちゃんと書けないし、食事の時も箸が使えないから、食事もうまく出来ないし、生活面でもかなり不自由ですし、普段

できている事が出来ないし、これからの人生、親指がない人生を送るのですが、何かしらの援助金はしてもらえないものなのでしょうか。少しでも生活のたしになれば、幸いです。

このような状態なので、検討してもらえないでしょうか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年3月12日	諮問
令和2年6月22日	審議（第44回第4部会）
令和2年7月21日	審議（第45回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書（以下「診断書」という。）を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が「法別表に掲げるもの」に該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。
- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種

類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照（本件障害に関連する部分を抜粋））、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。なお、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に関連する部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由
	上 肢 機 能 障 害
2 級	・ 両上肢のすべての指を欠くもの
3 級	・ 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ・ 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ・ 一上肢のすべての指を欠くもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4 級	<ul style="list-style-type: none"> ・両上肢のおや指を欠くもの ・両上肢のおや指の機能を全廃したもの ・一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ・一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ・おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ・おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ・おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
5 級	<ul style="list-style-type: none"> ・両上肢のおや指の機能の著しい障害 ・一上肢のおや指を欠くもの ・一上肢のおや指の機能を全廃したもの ・一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ・おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
6 級	<ul style="list-style-type: none"> ・一上肢のおや指の機能の著しい障害

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙 2 のとおり規定している。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名及び総合所見は、「右母指切断（外傷）」を原因とする「右母指の欠損」とされている（別紙 1・I・①、②及び⑤）。

したがって、請求人の身体障害については、手指の機能障害として認定するのが相当である。

そして、本件診断書の記載によると、

ア 「神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見」（別紙 1・II）中の参考図示では、右母指に切離断があるとされ、「参考となる経過・現症」（別紙 1・I・④）に「単純 X 線で右母指基節骨基部より遠位が欠損している。」とあること。

イ 右母指以外の手指の機能障害を示す所見はなく、握力の記載もないこと（別紙 1・Ⅱ）。

ウ 「動作・活動」の評価欄（別紙 1・Ⅱ・二）では、右手の片手動作の「食事をする」、「コップで水を飲む」及び「ブラシで歯を磨く」並びに両手による共働動作の「タオルを絞る」は「△（半介助）」となっているが、左手の片手動作並びに両手による共働動作の「シャツを着て脱ぐ」、「ズボンをはいて脱ぐ」、「顔を洗いタオルでふく」及び「背中を洗う」は「○（自立）」となっていること。

エ 関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）の評価欄（別紙 1・Ⅲ）の記載がないこと。

以上からすれば、右母指以外の手指の機能障害は確認できず、「一上肢のおや指を欠くもの」に該当するものと判断され、本件障害については、本件診断書に記載された医師の意見（法 15 条 3 項の意見）と同様、上肢機能障害 5 級と認定するのが相当である。

(3) したがって、本件障害の障害等級は 5 級であり、同じく障害等級 5 級と認定して、手帳を交付した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第 3）のとおり主張する。

しかし、前述 1・(2)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の本件障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、上肢機能障害 5 級と認定することが相当であることは上記 2 のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1 及び別紙2 (略)